

高松市・香川町合併協議会

第 1 1 回会議資料

日 時：平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日（火）

午前 1 0 時

場 所：高松商工会議所会館 2 階 大ホール

目 次

(協 議 事 項)

協議第 17号	地方税の取扱い(協定項目第9号)について (第10回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 18号	電算システム事業(協定項目第24-2号) について(第10回会議提案:継続協議) -----	8
協議第 19号	病院事業(協定項目第24-12号)について (第10回会議提案:継続協議) -----	11
協議第 20号	地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について -----	14
協議第 21号	議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号) について -----	19
協議第 22号	国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号) について -----	23
協議第 23号	介護保険事業の取扱い(協定項目第23号) について -----	26
協議第 24号	広聴広報事業(協定項目第24-3号)について -----	29
協議第 25号	交通関係事業(協定項目第24-17号)について ----	32
協議第 26号	その他の事業(外部監査制度)(協定項目第24-24号) について -----	35
協議第 27号	その他の事業(水問題対策)(協定項目第24-24号) について -----	36
協議第 28号	建設計画(協定項目第25号)について -----	37

(そ の 他)

高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	38
高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	38

協議第17号(第10回会議提案:継続協議)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

地方税の取扱い(協定項目第9号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月1日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

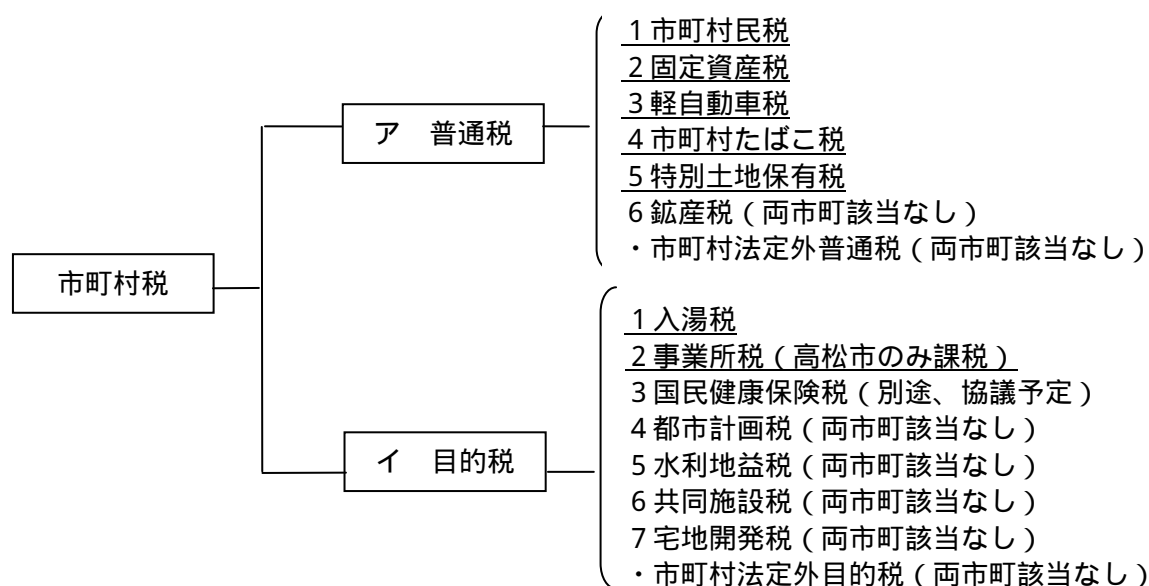
協定項目	第9号	地方税の取扱いについて
<p>地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none">1 香川町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2 香川町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準並びに個人市・町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3 香川町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、年額3,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額1,000円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台当たり1,000円から7,200円まで

の年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

イ 目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する。

標準税率は、入湯客1人1日につき、150円となっている。

課税免除の対象施設 [自治省通知(昭和53年4月)]

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね1,000円程度の鉱泉浴場施設

2 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

(資料2)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市/合併年度+3年度 4市/合併年度+5年度 1市/その他 1市

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。
入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

廿日市市

地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。

福山市

地方税は、福山市の制度に統一するものとする。

ただし、個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は2,000円/年とする。

法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。

都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

新居浜市

地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地方税の取扱いについて確認された市の事例

松山市

- 1．法人市町民税（均等割）については、中島町の税率を松山市及び北条市の税率に統一する。
- 2．事業所税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の30の規定により、北条市域及び中島町域において、新たに課税されることとなるが、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、課税しない。
- 3．北条市の市税前納報奨金制度及び納税奨励金制度については、北条市において、合併期日の前日までに廃止し、松山市は、この件にかかる債務を引き継がない。
- 4．その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

高知市

- 1 個人住民税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 2 法人住民税は、高知市の税率に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村内の非分割法人について、平成16年度及び平成17年度に限り現行の税率とする。
- 3 固定資産税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 4 軽自動車税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。ただし、小型特殊自動車のうち農耕作業用のものは、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 5 事業所税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率を適用するものとする。
- 6 前納報奨金は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。
- 7 各税目の納期は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

地方税については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、平成16年度から平成18年度までの間に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される5町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

協議第18号(第10回会議提案:継続協議)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

電算システム事業(協定項目第24-2号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月1日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-2号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、電算システム事業について協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

野田市

住民基本台帳ネットワークシステム

ネットワークシステムは、全国共通システムのため、合併時に野田市の電算システムに関宿町のデータをコンバージョン(転換)し、運用します。

農地基本台帳整備事業

合併後、新規に農地情報システムを構築します。(関宿町では既に電算を導入しているが、旧式のため機能内容が少ないことから新規に電算化する。)

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

電算システム事業（協定項目第24 - 2号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、電算システム事業について確認された市の事例

秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。

統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

岡崎市

1 電算システム統合の基本方針について

電算システム統合の基本方針については、合併時までに岡崎市の既存システムに統合する。

ただし、個別電算処理システムについては、関連する事務事業の調整方針に基づき調整するものとする。

2 ネットワークについて

電算システムのネットワークについては、岡崎市のネットワークシステムを基本に統合し、合併時までに調整する。

倉敷市

電算システムの取扱いについては、原則として合併時に倉敷市のシステムに統合し、統合の内容については、各事務事業の調整方針に従うものとする。

松山市

1．住民情報系システム及び内部情報系システムについては、市民サービスや事務効率の低下を招かないよう合併までに松山市の電算システムに統合する。

2．個別業務システムについては、原則、合併後、段階的に統合する。

3．住民情報系ネットワーク及び内部情報系ネットワーク等の情報基盤整備については、松山市の方式に統一する。

ただし、合併までに必要となる電気・通信工事、機器設置等にかかる経費については、3市町がそれぞれ負担する。

鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

協議第 19 号（第 10 回会議提案：継続協議）

病院事業（協定項目第 24 - 12 号）について

病院事業（協定項目第 24 - 12 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 12 号	病院事業
香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

病院事業(協定項目第24-12号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、病院事業について協議された市 3市

大船渡市

国民健康保険(直営)診療所は、現行のとおりとする。

呉市

公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

病院事業の取扱い(協定項目第24-12号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、病院事業について確認された市の事例

岡崎市

1 診療所

額田町の北部診療所及び国保宮崎診療所は、存続するものとし、その運営体制等については、合併時まで調整する。

奈良市

月ヶ瀬村及び都祁村の国民健康保険直営診療所は、地域の医療施設として奈良市に引き継ぐ。

松山市

松山市は、中島町立中央病院事業及び中島町営診療所事業を引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に民営化に向けて取り組む。

高知市

土佐山村の診療所は、当分の間現行のとおり引き継ぎ、合併後に運営及び業務の見直しをする。

長崎市

病院・診療所は、現行どおりとする。

ただし、国民健康保険野母崎町立病院については、地方公営企業法の全部適用の方向で検討する。

協議第 2 0 号

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 6 号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、香川町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市香川地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の香川町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市香川地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と香川町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と香川町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 香川町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(資料)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、地域審議会の取扱いが協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。

2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。

また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。

なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次頁のとおり定める。

協議第 2 1 号

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香川町の区域により選挙区を設ける。		

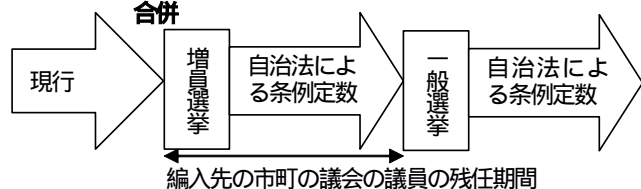
平成 年 月 日 確認

(資料1)

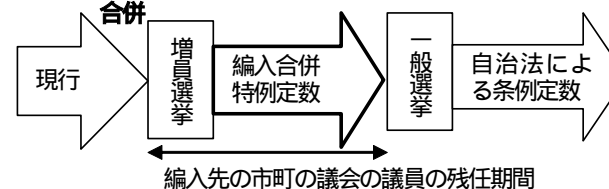
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙()を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙()を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】	合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン 〇・ 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】	

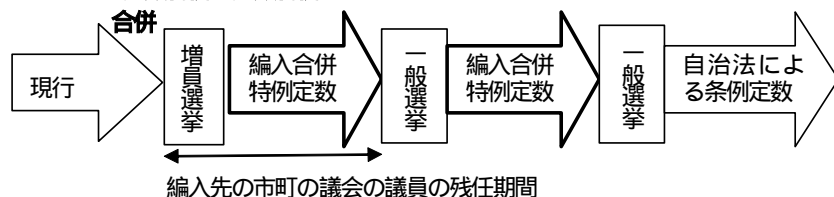
【パターン 〇】 /原則



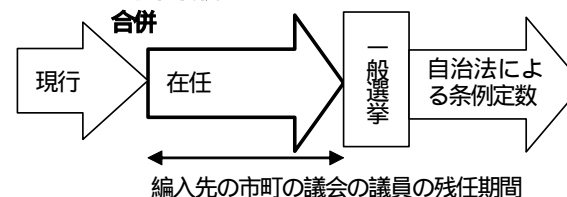
【パターン 〇】 /定数特例



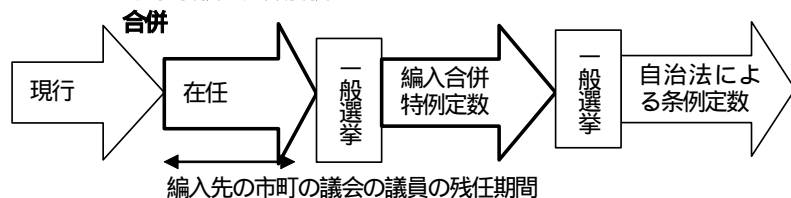
【パターン 〇】 /定数特例+定数特例



【パターン 〇】 /在任特例



【パターン 〇】 /在任特例+定数特例



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

(資料2)

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いが協議された市 10市

新潟市(在任)

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

福山市(定数)

内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

呉市(定数)

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

新居浜市(在任+定数)

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任する。
- 2 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

新発田市(在任)

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、編入合併が確認された中核市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

長野市（定数）

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

岡崎市（在任）

議会の議員の定数及び任期については、合併時における額田町の議員を6人とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する議会の議員の在任に関する特例を適用することとし、任期は岡崎市の議会の議員の残任期間とする。

豊田市（定数+定数）

1 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、豊田市の議会議員の残任期間（約2年間）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（4年間）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

2 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

倉敷市（定数）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、倉敷市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される船穂町及び真備町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、船穂町の区域1名、真備町の区域2名、計3名の増員選挙を行うものとする。

高知市（定数+定数）

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り42人とする。このうち、鏡村及び土佐山村の両区域に設けられる選挙区の定数は、それぞれ1人とする。

協議第 2 2 号

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い
<p>国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

国民健康保健事業の取扱い(協定項目第22号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、国民健康保険事業の取扱いについて協議された市 10市

大船渡市

- (1) 保険税の取扱い保険税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。
- (2) 保険給付、保険事業の取扱いは、合併年度から給付水準の高い方に統一する。

廿日市市

- (1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。

野田市

国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、両市町とも同一内容ですが、税率については、両市町で異なります(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率を適用します。(例:関根町の医療分の所得割 8.9/100 野田市の医療分の所得割 7.4/100。調整財源については、一般会計からの繰入にて対応します。)

新発田市

国民健康保険事業の中で、両市町に差異があるものについては、次のとおり取扱う。人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

国民健康保健事業の取扱い(協定項目第22号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、国民健康保健事業の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

長野市

長野市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 保険料(税)賦課について、平成16年度は現行のとおりとし、大岡村、豊野町及び鬼無里村については、平成18年度まで不均一賦課を実施する。
- (2) 保険料(税)の納期及び督促手数料について、平成16年度は現行のとおりとする。

奈良市

国民健康保険事業については、奈良市の制度に統一する。

ただし、保険料率・額のうち医療分については、平成19年度までの間は不均一の賦課とする。

倉敷市

- 1 国民健康保険の料・税の別、納期については、合併が行われた日の属する年度(以下「合併年度」という。)は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から倉敷市の制度に統一するものとする。賦課方式及び保険料(税)率については、合併年度及びこれに続く2年度は不均一とする。
- 2 国民健康保険運営協議会については、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
ただし、経過措置として合併年度の翌年度から2年間は、委員の定員を6名増員し、その内訳は、船穂町及び真備町から被保険者代表各1名、医療機関代表各1名、公益代表各1名とする。
- 3 国民健康保険の葬祭費及び人間ドック事業については、合併年度の翌年度から倉敷市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。

協議第 2 3 号

介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）について

介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 3 号	介護保険事業の取扱い
<p>介護保険事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の第 1 号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第 3 期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</p> <p>香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとし、香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として事業を継続するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、介護保険事業の取扱いが協議された市 7市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。

廿日市市

- 1 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。
- 2 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- 3 その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度に統一するものとする。

新居浜市

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

野田市

現在、平成15年度から17年度の保険料については調整中ですが、関宿町の保険料が野田市より高くなることが想定されます。このため、合併後は野田市の保険料に統一し、その財源として一般会計からの繰入により対処することとします。

新発田市

合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、介護保険事業の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

岐阜市

- 1 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。
- 2 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画(平成18～22年度)策定の中で調整を図るものとする。
- 3 第1号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。

奈良市

- 1 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。
- 2 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。
- 3 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。

倉敷市

- 1 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、合併後平成18年3月末までの期間は、現行（1市2町）の保険料率を適用し、第3期事業運営期間の初年度である平成18年度から倉敷市として統一するものとする。ただし、船穂町及び真備町の積立金及び借入金は、合併時に倉敷市の積立金及び借入金に統一する。
- 2 介護認定審査会は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。なお、平成17年4月1日から合議体の設置数を19とし、倉敷市及び船穂町の区域に18合議体を、真備町の区域に1合議体を置くものとする。

協議第 2 4 号

広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について

広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 3 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、現在、香川町が実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、広聴広報事業が協議された市	4市
--	----

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市のうち、広聴広報事業について確認された市の事例

秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時まで調整するものとする。
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

堺市

堺市の例に合わせ、継続して実施する。

長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 2 5 号

交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について

交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 7 号	交通関係事業
<p>交通関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

交通関係事業(協定項目第24-17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、交通関係事業が協議された市 5市

新潟市

- 1 黒埼町の交通安全指導員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新潟市交通指導隊の一員とする。
- 2 黒埼町の交通安全推進員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新たに結成する校区交通安全推進協議会の一員とする。

大船渡市

(交通指導員の取扱い)

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からの定数は、50人以内とし、その他の基準は、大船渡市の基準に統一する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。

新発田市

豊浦町のチャイルドシート購入助成制度については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

交通関係事業（協定項目第24-17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、交通関係事業の取扱いについて確認された市の事例

倉敷市

交通対策事業は、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、船穂町の福祉路線バス及び真備町の町内循環さいくるバスについては存続し、合併後、新市の総合的な交通施策の中で、路線等の再を図るものとする。

鹿児島市

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

長野市

- 1 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。
- 2 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 3 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 4 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。
- 5 交通災害等共済事業については、長野市の制度に統一する。ただし、合併前に北信地域町村交通災害共済に加入している者のうち、合併が行われた日の属する年度に見舞金の対象となる者については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の制度を適用する。

協議第 26 号

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 24 号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 24 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 24 号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 27 号

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 24 - 24 号）について

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 24 - 24 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 24 号	その他の事業（水問題対策）
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 28 号

建設計画（協定項目第 25 号）について

建設計画（協定項目第 25 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 25 号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

4 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
別紙のとおり

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第12回会議

(ア) 日時 平成16年11月下旬

(イ) 場所 香川町内

(別紙)

合併協定項目の協議状況

平成16年10月26日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
2. 合併の期日(再提案)	H17.9.26					
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い						
1. 都市提携						
2. 電算システム事業						
3. 広聴広報事業						
4. 人権啓発事業						
5. コミュニティ施策						
6. 障害者福祉事業						
7. 高齢者福祉事業						
8. 生活保護事業						
9. 児童福祉事業						
10. その他の福祉事業						
11. 保健衛生事業						
12. 病院事業						
13. 環境対策事業						
14. 商工・観光関係事業						
15. 農林水産関係事業						
16. 建設関係事業						
17. 交通関係事業						
18. 上水道事業						
19. 下水道事業						
20. 消防防災関係事業						
21. 学校教育事業						
22. 社会教育事業						
23. 文化振興事業						
24. その他の事業						
(女性政策)						
(美術館事業)						
(過疎地域の指定及び計画)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(ケーブルテレビ事業)						
(水問題対策)						
(塩江町老人福祉センター)						
(各種スポーツイベント事業)						
(農業経営者協会)						
(契約制度)						
(集会所等設置補助事業)						
(青少年健全育成事業)						
25. 建設計画						
				構成の報告	構成の報告	構成の報告

は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない